

建設業労働災害防止協会長野県支部長野分会規約

第 1 章 総 則

(分 会)

第1条 この分会は、支部規約第3条第2項の規定に基づいて設けるものとする。

(名 称)

第2条 この分会は、建設業労働災害防止協会長野県支部（以下「県支部」という。長野分会という。（以下「分会」という。）

(事務所)

第3条 この分会は、事務所を長野市に置く。また、必要に応じ職種別部会を構成し各々事務局を置くことができる。

第 2 章 事 業

第4条 この分会は、建設業に係わる労働災害の防止に関し次の業務を行う。

- (1) 労働災害防止活動を実施すること。
- (2) 技術的な事項について指導及び援助を行うこと。
- (3) 労働者の技能に関する講習を行うこと。
- (4) 情報及び資料の収集と提供すること。
- (5) 調査及び広報を行うこと。
- (6) その他必要な業務を行うこと。

第 3 章 会 員

(会 員)

第5条 会員は長野労働基準監督署管内及び中野労働基準監督署管内一部地域内で建設業法により許可を受けた建設業を営む事業主とする。

2. 会員は、1号会員（正会員A、B）と、2号会員（賛助会員）とする。
3. 1号会員において正会員Aとは（社）長野県建設業協会にも加入する者とし、正会員Bとは県支部のみ加入する者とする。
4. 2号会員とは、この分会の事業に賛同し、同地域内で組織されている建設業を営む事業主の団体とする。

(別紙の会員区分、会費を参照)

(入 会)

- 第6条 分会に入会しようとするときは、別に定める申込書により分会長の承認を得て会員となる。
2. 会員は別に定める入会金及び分会並びに県支部会費基準により納入するものとする。
 3. 納入した入会金、会費はその理由のいかんを問わず返還しないものとする。
 4. 入会資格について 付則参照

(議決権)

- 第7条 会員は総会において1個の議決権を有する。

(会員の義務)

- 第8条 会員は県支部並びに分会の労働災害防止活動に参加しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には会員たる資格を失う。
- (1) 退会の届出書を提出したとき。
 - (2) 事業を廃止し、又は解散したとき。
 - (3) 事業主が死亡後、事業を継承するものがないとき。
 - (4) 建設業法による許可を継続しないとき。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が年度内に納付すべき会費を滞納し催告しても、なお、納入しないときは会員の資格を喪失する。
 3. 退会者は分会に対し、何物を請求することは出来ない。

(会員の除名)

- 第10条 会員が、次の各号に該当するときは、総会の議決により除名することができる。
- (1) 支部の名譽を毀損し、又は犯罪その他信用を失うような行為があったとき。
 - (2) 本会の目的に反するような行為をしたとき又は会員として義務に違反したとき。
 - (3) 会員が暴力等反社会的行為により目的を達成しようとする団体に所属したとき。
2. 除名者は分会に対し、何物を請求することは出来ない。

(会員の届出義務)

- 第11条 会員又は相続関係人は、次の場合、直ちに分会へ届け出なければならない。
- (1) 第9条の規定に該当するに至ったとき。
 - (2) 組織、名称又は代表者を変更したとき。
 - (3) 本店の所在地を変更したとき。

(分会長の届出義務)

- 第12条 分会長は、第9条第1項各号に該当する事項が生じたときは、直ちに県支部に届け出なければならない。

第 4 章 役員等

(役員 の 定 数)

第 13 条 この分会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 分会長 | 1名 |
| (2) 副分会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 3名以内 |

第 14 条 分会長は、分会を代表し、会務を総括する。

2. 副分会長は、分会長を補佐し、分会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 役員は、役員会を構成し、会務の運営にあたる。
4. 監事は、分会の業務及び経理の状況を監査する。

(役員 の 選 任)

第 15 条 分会長は 1 号会員 A から選任し、役員は会員中から総会において選任する。但し、役員会をもって役員を選任をすることができる。この場合総会において報告、承認を得る。

(役員 の 任 期)

第 16 条 役員 の 任 期 は 2 年 と す る 。 但 し 再 選 は 妨 げ な い 。

2. 補充のため選出された役員 の 任 期 は 、 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

第 5 章 総会及び役員会

(総 会 の 招 集)

第 17 条 分会総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は、分会長が毎事業年度終了後遅滞なく招集する。
3. 臨時総会は、分会長が必要と認めた時は、いつでも役員会に諮って招集する。
4. 分会会員の五分の一以上にあたる会員が会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を提出して請求したときは、分会長は遅滞なく、臨時総会を招集しなければならない。

(役 員 会 の 招 集)

第 18 条 役員会 の 招 集 は 、 分 会 長 が 行 う 。

(総 会 及 び 役 員 会 の 定 足 数)

第 19 条 総会及び役員会は、その会議を構成する会員又は理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

(総会及び役員会の議長)

第20条 総会及び役員会の議長は、分会長をもってこれに充てる。

(議 決)

第21条 議事は出席した会員又は役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第22条 次に掲げる事項は、総会に付議する。

- (1) 分会の事業報告並びに決算
- (2) 会費に関する事項
- (3) 分会の事業計画並びに予算
- (4) 役員を選任
- (5) 分会規約に関する事項。但し分会長が分会規約改定について、役員会に諮り承認を得て総会において報告することができる。
- (6) その他分会長が必要と認めた事項

(役員会の付議事項)

第23条 次に掲げる事項は、役員会に付議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) その他分会の業務遂行上必要な事項

第 6 章 安全指導者会

第24条 第4条に掲げる業務を行うため、安全指導者会を設ける。

2. 安全指導者会の組織、権限、運営方法等に関して必要な事項は、役員会の議決を経て分会長がこれを定める。

第 7 章 委 員 会

第25条 この分会を運営するために委員会を置くことができる。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第26条 この分会に事務局を置く。事務局は長野県建設業協会長野支部事務局が兼務し、事務委託費等を支弁する。

2. 事務処理の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産)

第 27 条 この分会の資産は、会費及びその他の収入からなるものとし、分会長が管理する。

(経費の支弁)

第 28 条 この分会の経費は資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 29 条 この分会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(予算案の作成)

第 30 条 分会長は、毎会計年度の初めに事業計画及び収支予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

(会計書類の作成及び監査)

第 31 条 分会長は、毎会計年度の事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第 10 章 雑 則

第 32 条 この規約で定めるもののほか必要な事項は、役員会で定める。

第 33 条 加入証明並びに第 8 条による活動証明は所定の申請書により発行する。

付 則

この規約は昭和 63 年 1 月 29 日から施行する。但し、施行時における役員、その任期、事業計画及び予算等については総会の定めるところによる。

入会資格において、長野県建設業協会長野支部を除名、任意退会等をされた企業は原則として入会を認めない。

※ 平成 元年 7 月 4 日 一部改正 (所在地の変更)

※ 平成 6 年 8 月 1 日 一部改正 (準会員制度)

※ 平成 22 年 11 月 24 日 改 定 (準会員制度廃止)

会 員 区 分 表

県支部会員区分		分会会員区分	所属団体等
1号会員	正会員A		長野県建設業協会会員 ＝長野支部正会員、準会員
	正会員B		
		正会員B-1号	長野支部2号会員、長野市電設業協会会員
		正会員B-2号	建災防県支部（長野分会）のみの会員 ＝建災防単独会員
2号会員（賛助会員）			団体会員

県支部＝建設業労働災害防止協会长野県支部

長野分会＝建設業労働災害防止協会长野県支部長野分会

長野支部＝長野県建設業協会长野支部

※長野支部2号会員で建災防県支部に登録しない会員は会員証明書は発行されない

※建災防2号会員は会員証明書は発行されない

※長野市電設業協会への入会について 一電設業協会へ問い合わせ

平成22年度 長野分会年会費及び入会金について

(H22. 11. 24以降に入会する会員に適用)

1 会費は下記の会員区分による会費及び入会金とする

会員区分による会費及び入会金

区分	会員の区分	分会入会金①	長野分会 均等会費②	長野分会 会費③	県支部 会費④	会費合計
1号会員	正会員A	—	2,000円	—	別紙県支部 会費算出額	②+④
	正会員B-1号	—	2,000円	—	別紙県支部 会費算出額	②+④
	正会員B-2号	100,000円	2,000円	別紙分会 会費算出額	別紙県支部 会費算出額	①+②+③+④
2号会員	賛助会員		2,000円		県支部算定額	②+④

※年度途中からの入会者の会費③④について入会月の翌月から月割り（百円以下切り捨て）とする

(万円)

工事实績	県支部	分会	工事实績	県支部	分会	工事实績	県支部	分会	工事实績	県支部	分会	工事实績	県支部	分会
	万円		5.0億円	2.3	8.3	10億円	3.4	9.4	60億円	8.9	14.9	200億円	17.0	15.0
0.1億円	0.6	6.6	5.1億円	2.4	8.4	11億円	3.6	9.6	61億円	9.0	15.0	210億円	17.5	15.0
0.2億円	0.6	6.6	5.2億円	2.4	8.4	12億円	3.8	9.8	62億円	9.1	15.0	220億円	17.9	15.0
0.3億円	0.6	6.6	5.3億円	2.4	8.4	13億円	3.9	9.9	63億円	9.2	15.0	230億円	18.3	15.0
0.4億円	0.6	6.6	5.4億円	2.4	8.4	14億円	4.1	10.1	64億円	9.2	15.0	240億円	18.8	15.0
0.5億円	0.6	6.6	5.5億円	2.5	8.5	15億円	4.2	10.2	65億円	9.3	15.0	250億円	19.2	15.0
0.6億円	0.7	6.7	5.6億円	2.5	8.5	16億円	4.4	10.4	66億円	9.4	15.0	260億円	19.6	15.0
0.7億円	0.8	6.8	5.7億円	2.5	8.5	17億円	4.5	10.5	67億円	9.5	15.0	270億円	20.0	15.0
0.8億円	0.8	6.8	5.8億円	2.5	8.5	18億円	4.7	10.7	68億円	9.6	15.0	280億円	20.4	15.0
0.9億円	0.9	6.9	5.9億円	2.6	8.6	19億円	4.8	10.8	69億円	9.6	15.0	290億円	20.8	15.0
1.0億円	1.0	7.0	6.0億円	2.6	8.6	20億円	4.9	10.9	70億円	9.7	15.0	300億円	21.2	15.0
1.1億円	1.0	7.0	6.1億円	2.6	8.6	21億円	5.1	11.1	71億円	9.8	15.0	310億円	21.5	15.0
1.2億円	1.1	7.1	6.2億円	2.6	8.6	22億円	5.2	11.2	72億円	9.9	15.0	320億円	21.9	15.0
1.3億円	1.1	7.1	6.3億円	2.6	8.6	23億円	5.3	11.3	73億円	9.9	15.0	330億円	22.3	15.0
1.4億円	1.2	7.2	6.4億円	2.7	8.7	24億円	5.5	11.5	74億円	10.0	15.0	340億円	22.6	15.0
1.5億円	1.2	7.2	6.5億円	2.7	8.7	25億円	5.6	11.6	75億円	10.1	15.0	350億円	23.0	15.0
1.6億円	1.2	7.2	6.6億円	2.7	8.7	26億円	5.7	11.7	76億円	10.1	15.0	360億円	23.3	15.0
1.7億円	1.3	7.3	6.7億円	2.7	8.7	27億円	5.8	11.8	77億円	10.2	15.0	370億円	23.7	15.0
1.8億円	1.3	7.3	6.8億円	2.8	8.8	28億円	5.9	11.9	78億円	10.3	15.0	380億円	24.0	15.0
1.9億円	1.4	7.4	6.9億円	2.8	8.8	29億円	6.0	12.0	79億円	10.4	15.0	390億円	24.3	15.0
2.0億円	1.4	7.4	7.0億円	2.8	8.8	30億円	6.2	12.2	80億円	10.4	15.0	400億円	24.7	15.0
2.1億円	1.5	7.5	7.1億円	2.8	8.8	31億円	6.3	12.3	81億円	10.5	15.0	410億円	25.0	15.0
2.2億円	1.5	7.5	7.2億円	2.8	8.8	32億円	6.4	12.4	82億円	10.6	15.0	420億円	25.3	15.0
2.3億円	1.5	7.5	7.3億円	2.9	8.9	33億円	6.5	12.5	83億円	10.6	15.0	430億円	25.6	15.0
2.4億円	1.6	7.6	7.4億円	2.9	8.9	34億円	6.6	12.6	84億円	10.7	15.0	440億円	26.0	15.0
2.5億円	1.6	7.6	7.5億円	2.9	8.9	35億円	6.7	12.7	85億円	10.8	15.0	450億円	26.3	15.0
2.6億円	1.6	7.6	7.6億円	2.9	8.9	36億円	6.8	12.8	86億円	10.8	15.0	460億円	26.6	15.0
2.7億円	1.7	7.7	7.7億円	3.0	9.0	37億円	6.9	12.9	87億円	10.9	15.0	470億円	26.9	15.0
2.8億円	1.7	7.7	7.8億円	3.0	9.0	38億円	7.0	13.0	88億円	11.0	15.0	480億円	27.2	15.0
2.9億円	1.7	7.7	7.9億円	3.0	9.0	39億円	7.1	13.1	89億円	11.0	15.0	490億円	27.5	15.0
3.0億円	1.8	7.8	8.0億円	3.0	9.0	40億円	7.2	13.2	90億円	11.1	15.0	500億円	27.8	15.0
3.1億円	1.8	7.8	8.1億円	3.0	9.0	41億円	7.3	13.3	91億円	11.2	15.0	510億円	28.1	15.0
3.2億円	1.8	7.8	8.2億円	3.1	9.1	42億円	7.4	13.4	92億円	11.2	15.0	520億円	28.4	15.0
3.3億円	1.9	7.9	8.3億円	3.1	9.1	43億円	7.5	13.5	93億円	11.3	15.0	530億円	28.7	15.0
3.4億円	1.9	7.9	8.4億円	3.1	9.1	44億円	7.6	13.6	94億円	11.4	15.0	540億円	29.0	15.0
3.5億円	1.9	7.9	8.5億円	3.1	9.1	45億円	7.7	13.7	95億円	11.4	15.0	550億円	29.2	15.0
3.6億円	2.0	8.0	8.6億円	3.1	9.1	46億円	7.7	13.7	96億円	11.5	15.0	560億円	29.5	15.0
3.7億円	2.0	8.0	8.7億円	3.2	9.2	47億円	7.8	13.8	97億円	11.6	15.0	570億円	29.8	15.0
3.8億円	2.0	8.0	8.8億円	3.2	9.2	48億円	7.9	13.9	98億円	11.6	15.0	580億円	30.0	15.0
3.9億円	2.0	8.0	8.9億円	3.2	9.2	49億円	8.0	14.0	99億円	11.7	15.0	590億円	30.0	15.0
4.0億円	2.1	8.1	9.0億円	3.2	9.2	50億円	8.1	14.1	100億円	11.7	15.0	600億円	30.0	15.0
4.1億円	2.1	8.1	9.1億円	3.2	9.2	51億円	8.2	14.2	110億円	12.4	15.0	610億円	30.0	15.0
4.2億円	2.1	8.1	9.2億円	3.3	9.3	52億円	8.3	14.3	120億円	13.0	15.0	620億円	30.0	15.0
4.3億円	2.2	8.2	9.3億円	3.3	9.3	53億円	8.4	14.4	130億円	13.5	15.0	630億円	30.0	15.0
4.4億円	2.2	8.2	9.4億円	3.3	9.3	54億円	8.4	14.4	140億円	14.1	15.0	640億円	30.0	15.0
4.5億円	2.2	8.2	9.5億円	3.3	9.3	55億円	8.5	14.5	150億円	14.6	15.0	650億円	30.0	15.0
4.6億円	2.2	8.2	9.6億円	3.3	9.3	56億円	8.6	14.6	160億円	15.1	15.0	660億円	30.0	15.0
4.7億円	2.3	8.3	9.7億円	3.3	9.3	57億円	8.7	14.7	170億円	15.6	15.0	670億円	30.0	15.0
4.8億円	2.3	8.3	9.8億円	3.4	9.4	58億円	8.8	14.8	180億円	16.1	15.0	680億円	30.0	15.0
4.9億円	2.3	8.3	9.9億円	3.4	9.4	59億円	8.9	14.9	190億円	16.6	15.0	690億円	30.0	15.0

建災防会費算出額 (K=J^{0.5335}×2.96)
工事实績は土木100/100 建築75/100で算出

K=会費(千円)、J=工事实績(千万円)

第1号様式（第6条関係）

入 会 申 込 書

今般、貴支部として正会員に入会いたしたく申し込みます。つきましては協会費負担義務の履行は勿論、諸規定の条項を遵守し違反しないことをここに確約します。

平成 年 月 日

所在地

名称

氏名

⑩

大臣

許可番号 知事（ ）第 号

労災保険番号

建設業労働災害防止協会長野県支部長 殿

(参考資料)

建設業（土木・建築）の企業が建設業労働災害防止協会への入会方法

ア 長野県建設業協会長野支部の正会員（準会員）となる

	平成22年度会費算出	初年度	単位：円 次年度
例) 年間工事実績 土木 5億として			
イ 長野県建設業協会長野支部2号会員となる	支部関係 入会金	40,000	
別紙支部2号会員規定参照	保証金（退会時は返金）	60,000	
	年会費	60,000	60,000
	小計	160,000	60,000

防災防関係

入会金	0	
県支部工事実績会費	23,000	23,000
長野分会均等会費	2,000	2,000
長野分会工事実績会費	0	
小計	25,000	25,000
合計	185,000	85,000

ウ 上記の団体に属さないで防災防単独会員となる

	防災防関係	
入会金	100,000	
県支部工事実績会費	23,000	23,000
長野分会均等会費	2,000	2,000
長野分会工事実績会費	83,000	83,000
合計	208,000	108,000